

No	テーマ	質問事項	回答
1	全体	応募を検討中ですが、最終的に応募しない場合でも交流会への参加は可能でしょうか。	応募を検討中の段階でも交流会にはご参加可能です。
2	全体	交流会への参加は、応募の必須条件ではないという理解でよろしいでしょうか。	必須ではございません。
3	全体	交流会への参加について、人数の制限はありますか。	現時点では特段ありませんが、参加者が多数の場合は会場の制約により、各社2名様までといったお願いをすることがあります。
4	全体	交流会の開催日程は、いつ頃決定しますか。	日程はまだ確定していません。詳細は6月上旬にホームページで公開予定です。
5	全体	最終審査において、大規模な発表会などは予定されていますか。	予定しております。メディアに取り上げていただく可能性も視野に入れた、イベントを検討しています。
6	全体	応募後に提案内容を修正することは可能ですか。	締め切り前であれば再提出という形で修正は可能です。ただし、締め切りを過ぎてからの修正や差し替えは一切できません。
7	全体	同一テーマ内において、一個人が複数の応募チームのメンバーとして参加することは可能ですか。	可能ですが一個人が複数受賞した場合、懸賞金の受け取りはどちらか一方の受賞のみとなります。
8	全体	情報の秘匿性に関して、審査過程等で特許や技術が模倣される懸念に対し、どのような対策が講じられますか。	審査過程における情報の秘匿性は、NEDOの審査基準に則り担保されますのでご安心ください。ただし、最終的に受賞された場合は、その内容が公開されることを前提にご応募ください。
9	全体	テーマ全体について、メンタリングの具体的な内容、参加機関（NEDO、デロイトトーマツの2社のみか）、および参加者間の秘密保持義務について教えてください。	NEDO、デロイトトーマツのほか、業界団体をはじめとする有識者も参加予定です。秘密保持義務に関し、一次審査を通過した企業とはNDA（秘密保持契約）を結ぶことを想定しています。
10	全体	応募した内容が公開されるタイミングはいつになりますか。	受賞企業が確定したタイミングになります。
11	全体	採択された課題が公開されるタイミングと、公開される内容の範囲について教えてください。	2028年1月の最終審査コンテスト後（2月頃を想定）に、コンテストのアーカイブとしてホームページに掲載される可能性があります。公開内容は、コンテストでの発表内容に基づき今後検討します。
12	全体	採択後、結果的に何らかの理由でプロジェクトが頓挫した場合、どのようになりますか。	採択後、プロジェクトが頓挫した場合でもペナルティなどはありません。
13	全体	懸賞金の使用用途について、最終的に届け出や公開の必要はありますか。	届け出や公開は不要です。
14	全体	採択後、学会発表等において本プログラムの受賞対象であることを明示する必要はありますか。	必須ではありません。受賞者様がアピールとして各自で発表いただくことは問題ありません。
15	全体	応募した内容が公開されるのは、どのタイミングになりますか。	受賞企業が確定したタイミングになります。
16	全体	全テーマ共通で、複数社で共同応募する場合、懸賞金の配分に関する制約はありますか。	制約はないため、コンソーシアム内で決めていただければ問題ありません。
17	全体	全テーマ共通で、本プログラムに応募した後、同様の内容を他の研究助成に申請することは可能ですか。	本プログラムの最終審査を終えた後であれば可能です。最終審査までは他の助成事業等への応募は控えてください。
18	全体	採択された場合、懸賞金の使用用途に制限はありますか。また、その用途は公開されますか。	使用用途に制限はなく、公開の必要もありません。
19	全体	大学や他の企業などと共同で応募することは可能ですか。	可能です。
20	全体	一次審査について、必要条件を満たした応募は全て通過しますが、それとも優れた案件のみが通過しますか。また、一次審査を通過する件数の見込みがあれば教えてください。	テーマにより。テーマ2は多くの提案を通過させるイメージですが、テーマ1と3は有望な提案に絞り込む予定です。見込みとして、テーマ1は5社程度、テーマ2は5社以上、テーマ3は3社程度を想定しています。
21	全体	テーマ全体について、優良な採択案件に対して、事業化支援などが行われることはありますか。	本プログラムとして懸賞金交付後の事業化支援は保証されていません。
22	全体	申請書を送付する際のファイル名の指定はありますか。	指定はございません。
23	テーマ1,テーマ2	テーマ1および2の様式3について、ページ数を追加することは可能ですか。可能な場合、枚数の目安があればご教示ください。	研究詳細については最大3ページまで追加可能です。参考文献等が多数にわたる場合は適宜追加可能です。それ以外の部分は、指定のページ数や枠内に収まるように記載してください。
24	テーマ2	2026年4月より前に実施された研究開発の成果を、応募内容に含めることは可能ですか。	はい、申請可能です。特許取得済みのものなどを流用することも問題ありませんが、その場合の新規性・進歩性が見込めるように記載してください。
25	テーマ2	一次審査から最終審査までの間に研究開発の進展があることは期待されますか。また、それは加点要素になりますか。	期待されています。研究開発の進展や、時流に合わせた社会的なストーリーの構築などは最終審査の際の加点要素になります。
26	テーマ2	薬事法上、薬効をうたうことはできませんが、化粧品成分の新規性や科学的評価は加点対象になりますか。	加点対象になります。
27	テーマ2	素材開発に加えて、革新的な診断技術を組み合わせた提案は加点対象になりますか。	診断技術を合わせるような提案は、独自性や新規性の部分で加点対象になると考えています。
28	テーマ2	テーマ2における「模倣困難性」とは、「自社でしか製造できない」という意味合いでしょうか。	自社でしか製造できない、というよりは「特許等で保護できる」ということを想定しています。
29	テーマ2	テーマ2の一次審査において、評価基準は革新性と新規性のみでしょうか。独創性や社会的意義は評価対象外という理解でよろしいでしょうか。	主に革新性と新規性を重視しますが、独創性や社会的意義を記載いただければ加点対象になります。
30	テーマ2	原料企業以外の事業者が採択される可能性はありますか。	可能性がります。
31	テーマ2	開発した原料の上市（製品化）などが、採択の条件に含まれますか。	上市すること自体は条件ではありません。ただし、上市を目指した形で提案をお願いしたいと考えています。
32	テーマ2	化粧品メーカーがテーマ2に応募することは可能ですか。	はい、問題ありません。原料メーカーとパートナーを組んでコンソーシアムでご応募いただくことも可能です。
33	テーマ2	提案する原料について、既に関連特許を出願済みの場合でも応募は可能ですか。	はい、問題ありません。公募であり内容が公開される前提のため、応募時に内容の開示範囲にご留意いただく、もしくは特許出願後（または出願中）にご応募いただくことを検討ください。
34	テーマ2	テーマ2について、化粧品以外で利用実績のある素材を化粧品分野へ新たに適用する提案も、対象に含まれますか。	含まれます。異分野技術の応用は対象内です。
35	テーマ2	応募対象は未発表の原料に限定されますか。例えば、既に学会発表や論文掲載済みの原料は対象外となりますか。	限定されません。学会発表や論文掲載済みの原料も対象ですが、その上でどのように新規性を示すかをご検討ください。
36	テーマ3	テーマ3について、海外企業が開発されたシステムへアクセスする際に、何らかの制限はありますか。	最終的なプラットフォームの「使用者」に国籍等の制限を設けることは想定していません。ただし、「応募者」については、日本に拠点がある企業に限定されます。
37	テーマ3	営利を目的としたコンサルタント企業が懸賞金を受ける場合、中小企業への貢献や業界全体の公益性はどのように担保されますか。	中小企業も利用しやすいコスト構造や収益構造を提案に含んでいただくことで、プラットフォームが中小企業のグローバル進出支援につながり、公益性が担保されると想定しています。
38	テーマ3	テーマ3について、NEDOからの支援は懸賞金一度のみで、その後の運営は採択事業者が行うのでしょうか。	NEDOからの支援は懸賞金配布時の1度のみのため、その後は自社で永続的に継続させることを前提とした事業性の高い提案が求められます。

39	テーマ3	化学メーカーに勤務している者が、副業として個人名義で応募する場合、応募資格はありますか。	個人として応募いただくことは可能です。
40	テーマ3	プラットフォーム事業者であっても、子会社等で美容ブランドを保有している場合は応募対象外になるのでしょうか。	親会社およびグループ会社が化粧品製造業および化粧品製造販売業の許可を取得している場合は応募対象外となります。 ※応募資格に関しては都度事務局にて確認可能ですので、ご判断に迷われた場合はHP下部に記載の問い合わせ先までご連絡下さい。
41	テーマ3	採択されるのは1事業者のみでしょうか。	最終的に1事業者のみを採択し、懸賞金を付与する想定です。
42	テーマ3	生成AIのような最新の情報技術を使用しない場合、評価は下がりますか。	審査では応募要項に記載された評価項目に基づき、PF全体の有用性・実現可能性等を総合的に評価します。そのため、使用されている技術自体の新規性は、必ずしも評価に直結するものではありません。